

○認定こども園法等国基準，道条例，本市条例案比較表

索引	認定こども園法及び国基準	北海道条例及び規則	旭川市条例案	備考
		<p>(趣旨) 第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項並びに第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件並びに幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件について必要な事項を定めるものとする。</p>	
		<p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）において使用する用語の例による。 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 幼稚園型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園及び同条第3項の認定を受けた連携施設をいう。 (2) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。 (3) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるもののほか、法で使用する用語の例による。 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 幼稚園型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園又は同条第3項の認定を受けた連携施設をいう。 (2) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。 (3) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。</p>	
	<p>(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等) 第三条 幼稚園又は保育所等の設置者（中略）は、その設置する幼稚園又は保育所等が都道府県（当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設（指定都市の区域内に所在する施設であって、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（中略）が設置する施設以外のものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該指定都市）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設である場合にあっては、当該指定都市の長）（中略）の認定を受けることができる。 2 前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。 一 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。第十条第二項において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。 二 当該施設が保育所等である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）における児童福祉法第二十四条第四項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。 三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。 3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県及び指定都市を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県（当該連携施設が指定都市所在施設である場合にあっては、当該指定都市）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該連携施設が指定都市所在施設である場合にあっては、当該指定都市の長）の認定を受けることができる。 4 前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。 一 次のいずれかに該当する施設であること。 イ 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 ロ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。 二 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p>	<p>(認定の要件) 第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。 (1) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。第7条第1項において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。 (2) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設が保育所又は保育機能施設である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。 (3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。 (4) 前3号に掲げるもののほか、次条から第9条までに定める基準に適合すること。 2 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。 (1) 法第3条第3項の認定を受けようとする連携施設が次のいずれかに該当するものであること。 ア 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 イ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。 (2) 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。 (3) 前2号に掲げるもののほか、次条から第8条までに定める基準に適合すること。</p>	<p>(施設の類型) 第3条 認定こども園は、次の各号に掲げる認定こども園の区分に応じ、当該各号に定める施設でなければならない。 (1) 幼稚園型認定こども園 次のア又はイのいずれかに該当する施設 ア 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。第8条において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園 イ 次のいずれかに該当する連携施設 (7) 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの (4) 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの (2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所 (3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設</p>	<p>●認定こども園法・道条例同内容 ・認定こども園法第3条第1項・第2項及び第4項 ・道条例第3条第1項及び第2項 【本市基準は認定こども園法のとおりとなるが、認定こども園法第3条第2項第3号及び同条第4項第2号の基準については、子育て支援事業に関するものとして第10条に定める。】</p>

<p>第四 施設設備</p> <p>一 法第三条第三項の幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましいが、建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合においては、次に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>1 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。</p> <p>2 子どもの移動時の安全が確保されていること。</p>	<p>(施設設備の基準)</p> <p>第6条 連携施設については、幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、規則で定める要件を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>○道規則 (施設設備の基準)</p> <p>第5条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める要件は、幼稚園と保育機能施設の一体的な運営が確保できるとともに、幼稚園と保育機能施設との間を子どもが徒歩で安全に移動できることとする。</p>	<p>(施設設備の基準)</p> <p>第4条 連携施設については、幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる要件をいずれも満たす場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。</p> <p>(2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。</p>	<p>●国基準・道条例同内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国基準第4の1 ・道条例第6条第1項 <p>【本市基準は国基準のとおり】</p>
--	--	--	---

<p>(2) イ</p>			<p>2 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この項において「乳児室等」という。）を2階に設ける地方裁量型認定こども園又は連携施設を構成する保育機能施設（以下この項において「地方裁量型認定こども園等」という。）の建物は次の第1号、第2号及び第6号の基準を、乳児室等を3階以上に設ける当該建物は次の第2号から第8号までの基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当する建築物を除く。）であること。</p> <p>(2) 乳児室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" data-bbox="1774 724 2487 1864"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>常用</td> <td>(1) 屋内階段 (2) 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に該当するものとする。 (2) 待避上有効なバルコニー (3) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (4) 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3階</td> <td>常用</td> <td>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に該当するものとする。 (2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (3) 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4階以上</td> <td>常用</td> <td>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から乳児室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に該当するものとする。 (2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 (3) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 前号の表の右欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けら</p>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段	避難用	(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に該当するものとする。 (2) 待避上有効なバルコニー (3) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (4) 屋外階段	3階	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 屋外階段	避難用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に該当するものとする。 (2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (3) 屋外階段	4階以上	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から乳児室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に該当するものとする。 (2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 (3) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	<p>×国基準・道基準に定めなし</p> <p>【本市独自基準（＝市幼保基準と同様）を定める】</p>
	階	区分	施設又は設備																			
2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段																				
	避難用	(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に該当するものとする。 (2) 待避上有効なバルコニー (3) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (4) 屋外階段																				
3階	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 屋外階段																				
	避難用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に該当するものとする。 (2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (3) 屋外階段																				
4階以上	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段																				
	避難用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から乳児室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に該当するものとする。 (2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 (3) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段																				

(2) イ			<p>れ、かつ、乳児室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>(4) 地方裁量型認定こども園等の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と当該調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(5) 地方裁量型認定こども園等の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われていること。</p> <p>(6) 乳児室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>(7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>(8) 地方裁量型認定こども園等のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。</p>																			
(1) オ	<p>二 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、四本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては四本文及び九）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="225 884 744 961"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×（学級数－2）</td> </tr> </table>	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	320+100×（学級数－2）	<p>2 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積の基準を満たすものでなければならない。ただし、規則で定める施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第4項本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、第4項本文及び第10項）の規定による基準を満たすときは、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="997 905 1516 982"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×（学級数－2）</td> </tr> </table> <p>○道規則 5条 2 条例第6条第2項ただし書の規則で定める施設は、設置後相当の期間を経過した保育所又は保育機能施設であって、その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものとする。</p>	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	320+100×（学級数－2）	<p>3 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上でなければならない。ただし、設置後相当の期間を経過した保育所又は保育機能施設であって、その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第5項本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、第5項本文及び第9項）の規定による基準を満たすときは、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1768 947 2288 1024"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×（学級数－2）</td> </tr> </table>	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	320+100×（学級数－2）	<p>▲下線部分が道条例独自 ・国基準第4の2 ・道条例第6条第2項 【本市基準は道同様国基準に上乘せ】</p>
学級数	面積（平方メートル）																					
1学級	180																					
2学級以上	320+100×（学級数－2）																					
学級数	面積（平方メートル）																					
1学級	180																					
2学級以上	320+100×（学級数－2）																					
学級数	面積（平方メートル）																					
1学級	180																					
2学級以上	320+100×（学級数－2）																					
	<p>三 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊技場及び調理室を設けなければならない。</p>	<p>3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊技場及び調理室を設けなければならない。</p>	<p>4 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊技場、調理室及び便所を設けなければならない。</p>	<p>●国基準・道条例同内容 ・国基準第4の3 ・道条例第6条第3項 【本市基準は国基準に上乘せ】</p>																		
(1) カ	<p>四 三の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が二本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。</p>	<p>4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、規則で定める施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が第2項本文の規定による基準を満たすときは、この限りでない。</p> <p>○道規則 5条 3 条例第6条第4項ただし書の規則で定める施設は、設置後相当の期間を経過した幼稚園又は保育機能施設であって、その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものとする。</p>	<p>5 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、設置後相当の期間を経過した幼稚園又は保育機能施設であって、その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2才以上満3才未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2才未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が第3項本文の規定による基準を満たすときは、この限りではない。</p>	<p>▲下線部分が道条例独自 ・国基準第4の4 ・道条例第6条第4項 【本市基準は道同様国基準に上乘せ】</p>																		
(1) キ	<p>五 三の屋外遊技場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、1の基準を満たすときは、2の基準を満たすことを要しない。また、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、2の基準を満たすときは、1の基準を満たすことを要しない。</p> <p>1 満2歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>2 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どものついて1により算定した面積を加えた面積以上であること。</p> <table border="1" data-bbox="225 1902 744 1955"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×（学級数－1）</td> </tr> </table>	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	330+30×（学級数－1）	<p>5 第3項の屋外遊技場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、規則で定める施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において第1号の基準を満たすときは第2号の基準を、規則で定める施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において第2号の基準を満たすときは第1号の基準を、それぞれ満たすことを要しない。</p> <p>(1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ同表の当該右欄に定める面積に満2歳以上満3歳未満の子どものついて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。</p> <table border="1" data-bbox="997 1923 1516 1955"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </table>	学級数	面積（平方メートル）	<p>6 第4項の屋外遊技場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、設置後相当の期間を経過した幼稚園、保育所又は保育機能施設であって、その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において第1号の基準を満たすときは第2号の基準を、上記施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において第2号の基準を満たすときは第1号の基準を、それぞれ満たすことを要しない。</p> <p>(1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どものついて前号の規定により算定した面</p>	<p>▲下線部分が道条例独自 ・国基準第4の5 ・道条例第6条第5項 【本市基準は道同様国基準に上乘せ】</p>												
学級数	面積（平方メートル）																					
2学級以下	330+30×（学級数－1）																					
学級数	面積（平方メートル）																					

(1) キ	3学級以上 400+80×(学級数-3)	2学級以下 330+30×(学級数-1) 3学級以上 400+80×(学級数-3) ○道規則 5条 4 条例第6条第5項ただし書の規則で定める施設は、設置後相当の期間を経過した幼稚園、保育所又は保育機能施設であって、その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものとする。	積を加えた面積以上であること。 学級数 面積(平方メートル) 2学級以下 330+30×(学級数-1) 3学級以上 400+80×(学級数-3)	
	六 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。 1 子どもが安全に利用できる場所であること。 2 利用時間を日常的に確保できる場所であること。 3 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。 4 五による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。	六 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。 (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。 (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。 (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。 (4) 前項の規定による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。	七 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。 (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。 (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。 (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。 (4) 前項の規定による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。	●国基準・道条例同内容 ・国基準第4の6 ・道条例第6条第6項 【本市基準は国基準のとおり】
(2) ア・ (3) ア	九 認定こども園において満二歳未満の子どもの保育を行う場合には、三により置くものとされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満二歳未満の子ども一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上でなければならない。	九 認定こども園において満二歳未満の子どもの保育を行う場合には、第3項に規定するもののほか、乳児室又はほふく室を設けなければならない。 10 前項の乳児室又はほふく室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。 (1) 乳児室の面積は、満二歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上であること。 (2) ほふく室の面積は、満二歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。 (3) 前2号の規定にかかわらず、乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合の面積は、満二歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。	八 認定こども園において満二歳未満の子どもの保育を行う場合には、第4項に規定するもののほか、乳児室又はほふく室及び医務室を設けなければならない。 九 前項の規定による乳児室又はほふく室の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。 (1) 乳児室の面積は、満2才未満の子どもの内、ほふくしない子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。 (2) ほふく室の面積は、満2才未満の子どもの内、ほふくする子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。	▲下線部分は道条例独自 ・国基準第4の9 ・道条例第6条第9項及び10項 【本市基準は国基準に上乘せ】
	第二 職員配置 一 認定こども園には、満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね三十人につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。	(職員の配置の基準) 第4条 認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。以下この章において同じ。)には、次に掲げる基準の教育及び保育(満3歳未満の子どもについては、その保育。次項において同じ。)に従事する職員を置かなければならない。 (1) 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上 (2) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上 (3) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上 (4) 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上 2 前項に定めるもののほか、認定こども園には、常時2人以上の教育及び保育に従事する職員を置かなければならない。	(職員の配置の基準) 第5条 認定こども園には、次に掲げる基準の教育及び保育(満3歳未満の子どもについては、その保育。次項において同じ。)に従事する職員を置かなければならない。 (1) 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上 (2) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上 (3) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上 (4) 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上 2 前項の規定にかかわらず、認定こども園には、常時2人以上の教育及び保育に従事する職員を置かなければならない。	●国基準・道条例同内容 ・国基準第2の1 ・道条例第4条第1項及び第2項 【本市基準は国基準のとおり】
	二 満三歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの(以下「教育時間相当利用児」という。)及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の四時間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、一学級の子ども数は三十五人以下を原則とする。	三 幼稚園と同様に一日に四時間程度利用する満三歳以上の子ども及び保育所と同様に一日に八時間程度利用する満三歳以上の子ども(次条第3項において「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の四時間程度の利用時間については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員(同条第4項及び第13条第5項において「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、一学級の子ども数は、35人以下を原則とする。	三 幼稚園と同様に一日に四時間程度利用する満三歳以上の子ども及び保育所と同様に一日に八時間程度利用する満三歳以上の子ども(次条第3項において「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の四時間程度の利用時間については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、学級ごとに少なくとも一人の職員(同条第4項において「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、一学級の子ども数は、35人以下を原則とする。	●国基準・道条例同内容 ・国基準第2の2 ・道条例第4条第3項 【本市基準は国基準のとおり】
	第八 管理運営等 一 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、一人の認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。この場合、幼稚園型認定こども園のうち第一の一の2に掲げるものにおいては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置くこと又はこれらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることが考えられる。	4 認定こども園には、認定こども園の長を置かなければならない。	4 認定こども園には、認定こども園の長を置かなければならない。	●国基準・道条例同内容 ・国基準第8の1 ・道条例第4条第4項 【本市基準は国基準のとおり】
	第三 職員資格 一 第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。	(職員の資格の基準) 第5条 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士(児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。)でなければならない。	(職員の資格の基準) 第6条 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士(児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。)でなければならない。	●国基準・道条例同内容 ・国基準第3の1 ・道条例第5条第1項 【本市基準は国基準のとおり】
(1) ア	二 第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましいが、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければならない。	2 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、保育士であって、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 ○道規則 (職員の資格の基準) 第3条 条例第5条第2項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。	2 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、保育士であって、幼稚園の教員免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項、次項及び第4項において同じ。)を有する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 幼稚園が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合であって、幼稚園の教員免許状を有する者が満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事すると。	●国基準・道条例同内容 ・国基準第3の2 ・道条例第5条第2項 【本市基準は国基準のとおりとするが、規定内容は道条例の内容を踏まえてこれと同内容とする。】

(1)ア		<p>(1) 幼稚園が幼稚園型認定こども園に係る法第3条第1項の認定を受けようとする場合において、幼稚園の教員の免許状を有する者が満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事するとき。</p> <p>(2) 保育所が保育所型認定こども園に係る法第3条第1項の認定を受けようとする場合において、保育士が満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事するとき。</p> <p>(3) 保育機能施設が地方裁量型認定こども園に係る法第3条第1項の認定を受けようとする場合において、保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者が満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事するとき。</p>	<p>(2) 保育所が保育所型認定こども園の認定を受ける場合であって、保育士が満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事するとき。</p> <p>(3) 保育機能施設が地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、保育士又は幼稚園の教員免許状を有する者が満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事するとき。</p>	
(1)イ	<p>四 二の規定にかかわらず、満三歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者としてすることができる。</p>	<p>3 前項ただし書の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園において当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士とすることが困難であるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であって規則で定める基準を満たすものを当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者としてすることができる。この場合において、当該認定こども園の教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者の3分の1以上は、保育士でなければならない。</p> <p>○道規則 第5条 2 条例第5条第3項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 当該幼稚園の教員の免許状を有する者の意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められること。 (2) 当該幼稚園の教員の免許状を有する者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っていること。</p>	<p>3 前項ただし書第1号及び第3号の規定にかかわらず、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園において当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士とすることが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者としてすることができる。この場合において、当該認定こども園の教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者の3分の1以上は、保育士でなければならない。</p>	<p>▲下線部分が道条例独自 ・国基準第3の4 ・道条例第5条第3項 【本市基準は道同様国基準に上乘せ】</p>
(1)ウ	<p>三 二の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。</p>	<p>4 前条第3項の規定により置かなければならない学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園において学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士であって規則で定める基準を満たすものを学級担任とすることができる。この場合において、当該認定こども園の学級担任となる者の3分の1以上は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない。</p> <p>○道規則 第5条 3 条例第5条第4項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 当該保育士の意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められること。 (2) 当該保育士が幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っていること。</p>	<p>4 前条第3項の規定により置かなければならない学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園において学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。この場合において、当該認定こども園の学級担任となる者の3分の1以上は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。</p>	<p>▲下線部分が道条例独自 ・国基準第3の3 ・道条例第5条第4項 【本市基準は道同様国基準に上乘せ】</p>
(1)エ	<p>五 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。</p>	<p>5 認定こども園の長は、次の各号のいずれかに該当する者であって、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理し、及び運営を行う能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 幼稚園の園長の資格を有する者 (2) 2年以上児童福祉事業に従事した者又はこれと同等の能力を有すると知事が認める者</p>	<p>5 認定こども園の長は、次の各号のいずれかに該当する者であって、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理し、及び運営を行う能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 幼稚園の園長の資格を有する者として市長が定めるもの (2) 2年以上児童福祉事業に従事した者又はこれと同等の能力を有する者として市長が定めるもの</p>	<p>▲下線部分が道条例独自 ・国基準第3の5 ・道条例第5条第5項 【本市基準は道同様国基準に上乘せ】</p>
	<p>七 認定こども園は、当該認定こども園の子どものうちに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>1 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果し得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。</p> <p>2 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>3 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。</p> <p>4 子どもの年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>5 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>6条 7 認定こども園は、当該認定こども園の子どものうちに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、規則で定める要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、子どもの健康状態等に応じた食事の提供に最低限必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることにより、第3項の規定による調理室の設置に代えることができる。</p> <p>○道規則 (職員の資格の基準) 第3条 条例第5条第2項 5 条例第6条第7項ただし書の規則で定める要件は、次のとおりとする。 (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が衛生面、栄養面等について業務上必要な注意を果し得るような体制が確保されていること。 (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導を受けられること等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3) 調理業務を受託する者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。</p>	<p>(食事の提供) 第7条 認定こども園は、当該認定こども園の子どものうちに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法（次項の規定により当該認定こども園内で調理することを委託する方法を含む。）により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対し食事を提供する場合は、次に掲げる要件を満たすときに限り、当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該方法により食事を提供することとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>(1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果し得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。 (2) 当該認定こども園又は他の施設、市等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3) 調理を委託する場合は、当該業務を受託する者が認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有すること。 (4) 子どもの年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等が行われ、並びに子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達</p>	<p>▲国基準では受託業者との契約内容の確保も求めているのに対し、道規定においてはそのような定めはなく規制緩和を行っている。 ・国基準第4の7 ・道条例第6条第7項 【本市基準は国基準のとおり】</p>

		<p>(4) 子どもの年齢及び発達の段階並びにアレルギーその他の健康状態に応じた食事を適切な回数及び時機に提供できること。 (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	
	<p>八 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、三の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。</p>	<p>八 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第3項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。</p>	<p>二 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、第4条第4項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。</p>	<p>●国基準・道条例同内容 ・国基準第4の8 ・道条例第6条第8項 【本市基準は国基準のとおり】</p>
	<p>第五 教育及び保育の内容 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第六条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成二十六年文部科学省告示第一号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育厚生労働省所保育指針（平成二十年厚生労働省告示第百四十一号）に基づかなければならない。また、子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。 一 教育及び保育の基本及び目標 認定こども園における教育及び保育は、0歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満三歳以上の子どもに対する学校教育法第二十三号各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。このため、認定こども園は、次に掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。 1 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。 2 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。 3 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。 4 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。 5 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。 6 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。 認定こども園は、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。 二 認定こども園として配慮すべき事項 認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならない。 1 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。 2 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。 3 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。 4 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。 三 教育及び保育の計画並びに指導計画 認定こども園における教育及び保育については、二に掲げる認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、園として目指すべき目標、理念や運営の方針を明確にしなければならない。 また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。 1 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計</p>	<p>(教育及び保育の内容に関する基準) 第7条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならない。 2 認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、規則で定める事項に留意して、教育及び保育に関する全体的な計画を編成しなければならない。</p>	<p>(教育及び保育の内容に関する基準) 第8条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならない。 2 認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、市長が定める事項に留意して、教育及び保育に関する全体的な計画を編成しなければならない。</p>	<p>▲道規則第6条には、国基準第5の3に掲げる事項しかなかった（国基準第5の1から6までは、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。）に記載された内容が要約されたものであるが、認定こども園において編成する計画の留意事項を明確にするため、道条例第7条第2項において国基準第5の3に規定する内容のみを規定する形としている。） ・国基準第5 ・道条例第7条 【本市基準は国基準の内容を踏まえ、道条例と同等の規定を設ける】</p>

画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。

2 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

3 家庭や地域において異年齢の子どもとのかかわる機会が減少していることを踏まえ、満三歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満三歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫をすること。

4 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

四 環境の構成

認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

1 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満三歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満三歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

2 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満三歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満三歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。

3 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあい深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。

4 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

五 日々の教育及び保育の指導における留意点

認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。

1 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。

2 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満三歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

3 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

4 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等の工夫をすること。

5 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をすることへの興味や関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。

6 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

7 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

8 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地

<p>域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。</p> <p>六 小学校教育との連携 認定こども園は、次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。</p> <p>1 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。</p> <p>2 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。</p> <p>3 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。</p>			
<p>第六 保育者の資質向上等 認定こども園は、次に掲げる点に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。一子どもの教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。</p> <p>二 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。</p> <p>三 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。</p> <p>四 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育てを自ら実践する力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げること。</p> <p>その際、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。</p> <p>五 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。</p>	<p>8条 6 認定こども園は、職員の資質の向上を図るための研修の計画を作成し、及び研修を実施しなければならない。</p>	<p>(保育者の資質向上等) 第9条 認定こども園の設置者は、市長が定める事項に留意して子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。</p>	<p>▲道条例は、研修計画の作成、研修の実施を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国基準第6 ・道条例第8条第6項 <p>【本市基準は国基準のとおり（道条例に定める研修の実施は資質向上策の例示に留め、国基準に定める留意事項まではあえて条理化しない。）】</p>
<p>第七 子育て支援 認定こども園における子育て支援事業については、次に掲げる点に留意して実施されなければならない。一単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。</p> <p>二 子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週三日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。</p> <p>三 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。</p>	<p>4条 5 認定こども園には、子育て支援事業に従事する専任の職員を置かなければならない。ただし、保護者の要請に適切に対応できる体制が整備されていると知事が認める場合は、この限りでない。</p> <p>5条 6 子育て支援事業に従事する職員は、子どもの養育及び保育に関する相談指導並びに福祉に関する施策について相当の知識及び経験を有する者でなければならない。</p>	<p>(子育て支援) 第10条 認定こども園における子育て支援事業については、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で、市長が定める事項に留意して行わなければならない。</p>	<p>▲国基準は留意事項を定めるのみだが、道条例は子育て支援事業に従事する専任の職員を置くこと（保護者の要請に適切に対応できる体制が整備されていると知事が認める場合を除く。）及び子育て支援事業に従事する職員は子どもの養育及び保育に関する相談指導並びに福祉に関する施策について相当の知識及び経験を有する者でなければならないことを定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園法第3条第2項第3号及び同条第4項第2号 ・国基準第7 ・道条例第4条第5項及び第5条第6項 <p>【本市基準は認定こども園法第3条第2項第3号及び同条第4項第2号並びに国基準のとおり】</p>
<p>第八 管理運営等 二 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき八時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。</p> <p>三 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。</p>	<p>(管理運営の基準等) 第8条 認定こども園は、次に掲げる体制を整備しなければならない。 (1) 耐震、防災（自然災害に係る対策を含む。）、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制 (2) 事故等が発生した場合における補償を円滑に行うことができる体制</p> <p>2 認定こども園は、子どもに事故が発生した場合においては、速やかにその保護者等への連絡、記録の整備その他の必要な措置を講じるとともに、当該事故が子どもの死亡事故その他重大な事故であるときは、速やかに道に報告しなければならない。</p>	<p>(管理運営の基準等) 第11条 認定こども園の設置者は、次に掲げる基準に従い、管理運営を行わなければならない。 (1) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めること。 (2) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めること。</p>	<p>▲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国基準第8の2から7まで ・道条例第8条第1項から第5項まで <p>【本市基準は国基準のとおり】</p>

	<p>四 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。</p> <p>また、認定こども園は、地方公共団体との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。</p> <p>五 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。また、認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険や共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。</p> <p>六 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。</p> <p>七 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。</p>	<p>三 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。</p> <p>四 認定こども園は、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮し、及び障害のある子ども等の受入れに適切に配慮しなければならない。</p> <p>五 認定こども園は、教育及び保育の質の向上に係る自己評価又は外部評価並びにその結果の公表等を行わなければならない。</p>	<p>(3) 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めること。</p> <p>(4) 児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障がいのある子どもなど特別な配慮が必要な子ども利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うほか、市との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮すること。</p> <p>(5) 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えること。</p> <p>(6) 認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができる体制を整えること。</p> <p>(7) 自己評価、外部評価等により子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。</p> <p>(8) 認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。</p>	
(1)ク		<p>(地方裁量型認定こども園の特例)</p> <p>第9条 地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする保育機能施設については、規則で定める定員数を満たすものでなければならない。</p> <p>○道規則</p> <p>(地方裁量型認定こども園の特例)</p> <p>第7条 条例第9条の規則で定める定員数は、60人とする。ただし、当該保育機能施設が過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域をその区域とする市町村又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定により過疎地域とみなされた区域に所在する場合は、20人とする。</p>	<p>(地方裁量型認定こども園の特例)</p> <p>第12条 地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする保育機能施設については、定員数を60人以上とする。ただし、本市が過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域をその区域とする市町村となった場合、又は当該保育機能施設が同法第33条第1項若しくは第2項の規定により過疎地域とみなされた区域に所在する場合は、20人以上とする。</p>	<p>▲道条例当該全文独自</p> <p>・道条例第9条1項</p> <p>【本市基準は道同様国基準に上乘せ】</p>
			<p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	
	<p>(認定こども園の職員資格に関する特例)</p> <p>3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第二の一本文により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、第三の一、二及び四の規定にかかわらず、第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者に行うことができる。</p>	<p>○道規則</p> <p>(職員の資格の基準に係る特例)</p> <p>第4条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例第4条第1項の規定により置かなければならない教育及び保育(満3歳未満の子どもについては、その保育)に従事する職員(以下この項、第4項及び第5項において「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同条第2項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、条例第5条第1項から第3項までの規定及び前条第1項の規定にかかわらず、知事が保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者に行うことができる。</p>	<p>附則</p> <p>(職員配置に係る特例)</p> <p>2 子どもの当園又は降園の時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、条例第4条第1項の規定により置かなければならない教育及び保育(満3歳未満の子どもについては、その保育)に従事する職員(以下この項、第4項及び第5項において「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同条第2項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、条例第5条第1項から第3項までの規定及び前条第1項の規定にかかわらず、市長が保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者に行うことができる。</p>	<p>●国基準・道条例同内容</p> <p>・国基準附則第3項</p> <p>・道規則第4条第1項</p> <p>【本市基準は国基準のとおり】</p>
	<p>4 第三の一及び四(ただし書の規定を適用する場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。)をもって代えることができる。</p>	<p>2 条例第5条第1項及び第3項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。第5項において同じ。)をもって代えることができる。</p>	<p>3 第5条第1項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者であって、市長が適当と認めたものを、保育士とみなすことができる。</p>	<p>●国基準・道条例同内容</p> <p>・国基準附則第4項</p> <p>・道規則第4条第2項</p> <p>【本市基準は国基準のとおり】</p>
	<p>5 第三の二により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>	<p>3 条例第5条第2項の規定及び前条第1項の規定により置かなければならない保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。第5項において同じ。)をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>	<p>4 第5条第2項の規定により置かなければならない保育士又は幼稚園の教員免許状を有する者については、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者であって、市長が適当と認めたものを、保育士とみなすことができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>	<p>●国基準・道条例同内容</p> <p>・国基準附則第5項</p> <p>・道規則第4条第3項</p> <p>【本市基準は国基準のとおり】</p>
	<p>6 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第三の一、二及び四により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>	<p>4 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。第6項及び第7項並びに次条第5項第1号から第3号までにおいて同じ。)において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における条例第5条第1項から第3項までの規定及び前条第1項の規定により置かなければならない保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>	<p>5 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第5条第1項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p>	<p>●国基準・道条例同内容</p> <p>・国基準附則第6項</p> <p>・道規則第4条第4項</p> <p>【本市基準は国基準のとおり】</p>
	<p>7 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総</p>	<p>5 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、</p>	<p>6 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、</p>	<p>●国基準・道条例同内容</p> <p>・国基準附則第7項</p>

	<p>数は、第二の一により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="252 199 934 577"> <tr> <td data-bbox="252 199 341 325">附則第四項</td> <td data-bbox="341 199 638 325">第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者</td> <td data-bbox="638 199 934 325">幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 325 341 451">附則第五項</td> <td data-bbox="341 325 638 451">第三の二により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者</td> <td data-bbox="638 325 934 451">小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 451 341 577">附則第六項</td> <td data-bbox="341 451 638 577">第三の一、二及び四により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者</td> <td data-bbox="638 451 934 577">都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者</td> </tr> </table>	附則第四項	第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者	附則第五項	第三の二により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者	附則第六項	第三の一、二及び四により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者	<p>常時、条例第4条第1項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="1023 199 1736 598"> <tr> <td data-bbox="1023 199 1113 325">第2項</td> <td data-bbox="1113 199 1409 325">条例第5条第1項及び第3項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士</td> <td data-bbox="1409 199 1736 325">幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1023 325 1113 451">第3項</td> <td data-bbox="1113 325 1409 451">条例第5条第2項の規定及び前条第1項の規定により置かなければならない保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者</td> <td data-bbox="1409 325 1736 451">小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1023 451 1113 598">第4項</td> <td data-bbox="1113 451 1409 598">条例第5条第1項から第3項までの規定及び前条第1項の規定により置かなければならない保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者</td> <td data-bbox="1409 451 1736 598">知事が保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者</td> </tr> </table>	第2項	条例第5条第1項及び第3項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者	第3項	条例第5条第2項の規定及び前条第1項の規定により置かなければならない保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者	第4項	条例第5条第1項から第3項までの規定及び前条第1項の規定により置かなければならない保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者	知事が保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者	<p>保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第5条第1項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</p>	<p>・道規則第4条第5項 【本市基準は国基準のとおり】</p>
附則第四項	第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者																				
附則第五項	第三の二により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者																				
附則第六項	第三の一、二及び四により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者																				
第2項	条例第5条第1項及び第3項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者																				
第3項	条例第5条第2項の規定及び前条第1項の規定により置かなければならない保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者																				
第4項	条例第5条第1項から第3項までの規定及び前条第1項の規定により置かなければならない保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者	知事が保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者																				
(3) ア			<p>（経過措置） 7 「旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月26日 条例第57号）」の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き存する保育所についてこの条例による改正後の旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第9項第1号の規定を適用する場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、同号中「3.3平方メートル」とあるのは、「1.65平方メートル」とする。</p>	<p>▲国基準・道基準に定めなし 【本市独自基準を定める】</p>																		
		<p>6 第1項から第4項までの規定を適用したときは、当該認定こども園の設置者は、知事が別に定めるところにより、知事に届け出なければならない。 7 前各項の規定は、知事が別に定める地域に所在する認定こども園に限り適用する。</p>		<p>▲規則第4条第6項 【本市基準には設けませんが、要綱にて規定する】</p>																		